

Title	封建権力の商品統制(下) : 阿波藍の場合
Sub Title	A trade policy of Daimyo (大名) Government with special reference to Awa Han (阿波藍) (II)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.87- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 封建権力の商品統制 (下)

## — 阿波藍の場合 —

### 二、阿波藍商の江戸進出過程

1

江戸市場への阿波藍商の進出開始時期については、明暦・万治の頃とい<sup>(1)</sup>い、寛文中に江戸にあつて藍玉の中に砂が多量に混入されていることが問題になつたとの説もある<sup>(2)</sup>が、いずれも確証はない。寛政六年の「関東売荷積所」の書上<sup>(3)</sup>には、寛文中より営業を始め、正徳年中、町年寄より藍玉価格の取調を受けた時から組合を結成したとあるが、その信憑性には疑問が残る。「藍玉問屋再興調」<sup>(4)</sup>によれば、嘉永四年の町年寄の書上には、「貞享年中組合名前帳町年寄江差出、仲間三拾六人有之。」とあるが、これには南町奉行所年番与力らの繕付があり、「起立之留記等更ニ無之」と資料の欠除が報告されている。しかし、この繕付には、そのあとに、「全渡世柄ニおゐてハ近ク始候儀と者相見不申、貞享元酉年九月之言上帳ニ北新堀問屋助右衛門と申もの塩并藍玉代金売掛

### 三 木 雄 介

之儀ニ付帳付、并寛政三亥年十二月手形帳ニ在々江売掛ニ相成候藍玉代滞錢ニ而、江戸表江積取度旨願出、不被及御沙汰段被仰渡候請証文ニも、藍玉問屋行事と有之候故、右等ニ見合候得者、年来問屋之唱も有之、仲ヶ間相立居候儀と相聞」として、町奉行の残存資料より貞享年中の藍玉売買の存在を立証しようとしている。この「貞享元子年言上帳写」が同じく再興調の中に収録されているが、それは、「北新堀問屋助右衛門同作兵衛両人申上候、私共方江方々より塩商売之旅人參候処ニ、同町又兵衛方江之旅人上総国八幡村長助と申ものニ、則又兵衛肝煎ニ而、助右衛門分塩代金四拾八両、藍玉代金拾八両余、并作兵衛分塩代金八拾七両余、右之分現金之約束ニ而売渡、長助船ニ積候処、右之代金相渡不申、船主長助当月四日出船仕候由(下略)」という事件の記録であつて、北新堀の下り塩問屋<sup>(5)</sup>助右衛門が塩とともに藍玉を販売していたことを示唆するものである。下り塩は勿論主として十州塩であり、その中には阿波産出の塩も含まれているのであるから、阿波の塩船が藍玉をも舶載し、これを塩問屋に委託したであろうこと

は想像に難くない。また前掲の嘉永四年の町年寄書上は、「藍玉問屋再興調」に収録されている、文化元年、町奉行小田切土佐守に提出された町年寄樽藤左衛門の、「阿州藍玉商売人共願之儀ニ付申上候書付」が根拠となつている。そこには、「藍玉屋仲間之儀者、古来より相続仕来、阿州下り藍玉引受商売仕、貞享三寅年、北条安房守殿、甲斐庄飛<sup>(號)</sup>彈守殿町方御勤役中、新規藍玉問屋願之儀ニ付被召出、御吟味之上、古来より仕来之通仲間直売御免被仰付、名前連印差出、并宝永三戌年六月、喜多村彦右衛門方江名前帳差出、其後同五子年松野老岐守殿・坪内能登守殿・丹羽遠江守殿町方御勤役之節、新規藍玉問屋出来仕、仲買共江売渡、仲買より紺屋共江売渡候故、諸掛多、高直ニ相当り候間、紺屋共相願候ニ付、御吟味之上、是迄之通、藍玉商売人より直ニ売渡候様被仰付候、其後享保三戌年、大岡越前守殿町方勤役之節、藍玉商売出入出来仕、御吟味ニ相成候処、前書宝永五子年松野老岐守殿御裁許濟口之通被仰付、仲ヶ間三拾六人直売御免被仰付候旨申伝江候得共、当時組合名前帳ハ差上不申候(下略)とあつて、樽藤左衛門が藍玉問屋の仲間公認願の取次をしているのであるから、この仲間の来歴についての記述は、多分にその目的に副つて歪曲されているおそれがあり、事実、より信頼しうる藩の記録によれば、かなりの相違が認められるのである。

「元居書拔藍方」所収の元禄十五年五月の記録は先ず次のように述べている。

「江戸藍玉商売之義、古来より問屋付ニ売来候、然処、小松島

浦之者共直売・振売仕、藍商売猥リニ罷成候ニ付、先年市中並郷中共ニ相州より東江戸近国藍商売一統ニ江戸問屋着ニ仕可申候、向後直売・振売御停止被仰付置候処、此節相背直売・振売ニ付他国者之手代又はかり名仕猥ニ売買仕旨、宮島・鶴島両浦藍玉商売人共訴出候(中略)古来御成行相背申段不届ニ思召候、急度可申付候(中略)右之趣市中・郷中可相触旨、賀島和泉殿より被仰渡候条、可被得其意候、以上

午五月九日

長谷川新右衛門

これを見るに、江戸への藍玉販売は最初は宮島・鶴島浦の藍商が問屋へ積出すかたちで行なわれていたが、その後、小松島浦の者が直売・振売を始めたので、藩当局の裁定によつて相州より東の関東積は江戸問屋着ということに決定された。然るに種々の手段を講じての直売・振売がやまないの、仕置家老より重ねて厳達するといふのである。宮島・鶴島浦というのは、藍作中心地に近接した土地で、古来舟運を生業とする海村のようであり、小松島浦は藍作地帯からやややはなれ、商業的色彩の濃い港町である。その点から考えると、宮島・鶴島浦の藍商は直接生産者か、または生産者と密接に結びついた船主かと思われ、小松島浦のそれは、より商業的に純化している藍商かと推測されるが、いずれも確証はない。「御国藍玉江戸商売之儀御尋被遊趣申上候」といふ宮島、鶴島派の藩当局に対する陳述書は、前掲の藍方文書を補足する点において注目し値する。これを要約すれば、

一、小松島浦の者が、古来からの江戸問屋着という仕法を破つて、

自由に船宿などに荷揚げして直売・せり売りをするので、貞享四年、徳島及び北郷の藍商人九一名が出訴し、相州以東問屋着ということで小松島派も同意妥結した。

一、元禄二年、小松島浦の金左衛門が法度を犯し江戸直売をしたので、藩当局は規則の厳守を命じたが、その後も小松島派の濫売は絶えなかつた。

一、元禄十五年<sup>(推定)</sup>、芝原村与左衛門、与兵衛、日開村助右衛門、矢野村六兵衛、五兵衛、北新居村兵次郎、南新居村慶兵衛、七兵衛、徳島新町米屋権左衛門ら九名の違反事件に対しては、宮島鶴島両浦庄屋が誓約書をとつて解決した。

一、元禄十六年<sup>(推定)</sup>、矢野村庄兵衛、惣八のほか、小松島の者の猥売あり、しかも宝永元年秋、右の庄兵衛・惣八及び中村平左衛門が南方中島浦船頭万兵衛船に直売の藍玉を積んで江戸へ搬出した。

かくて宮島・鶴島派は次のように主張する。

一、藍商売は問屋着でないとい値段が乱れる。しかも、直売・振売の連中は、藍玉に砂を混入しているのだから、いくらでも値上げできる。

一、藍玉は阿波の特産物だから天下に売り広めることができ、肥料に金がかかるが、また「一年中大分<sup>(推定)</sup>之金銀御国へ入り申事。」一、しかし方便を以て直売するときは、藍の価格が下り、金銀の流入が減少する。先年問屋着励行の節は江戸への積出が増加し、然らざる場合は、商売を中止する者も続出した。

一、宮島・鶴島派は先年よりたびたび江戸において御用金を命ぜられたが、毎回納入した。これは藍玉が売れなくとも、問屋が立替えてくれたからである。

一、直売派の相手とする「中買・船宿」などは、いずれも身許財力不確実で、藩邸急場の役には立たない。

以上の陳述を検討してみれば、先ず第一に、宮島・鶴島派というのは、徳島の町方及びその周囲に隣接する土地の藍商人を包含し、貞享四年には少くとも九一名の多数を数えたことが注目される。

そして前掲の元禄十五年の藍方文書にいう、相州以東問屋着との裁定が、この時に下されたことが判明する。第二に、元禄十五年(推定——原文には「去ル午年」とある)の違反事件の当事者九名は、一名を除いていずれも小松島に近接する郷村の者であるが、宮島・鶴島派と明確に別地域とすることはできない。即ち、宮島・鶴島といひ、小松島といひは、生産者又は藍商の居住地域を指すものではなく、それぞれと結ぶ海運業者のグループを指すものである。第三に、この違反事件の九名の中に含まれる北新居村兵次郎というのは、後に藩の御用利となり、大坂・江戸積の大藍商として藩の特権的御用商人に成長した久次米兵次郎であることに留意せねばならぬ。第四に、藩当局に対して、藍価格の維持の重要性を、領国への正金銀流入重視とからめて説いていること、江戸藩邸の経費調達を問題にしていることは、藩側の関心がそれらの上にあることを読んだの上であるかと推測される。この第四の問題が、宝永二年という時点において、藩側にも藍商に

も意識されていたということの意義は、重視されねばならないだろう。この年に藍方が設置又は拡充されたとする筆者の前述の推測が許されるならば、ここで藩当局が、すでに重商主義的な政策をスケデュールに乗せようとしていたとすることは可能であろう。

また、宮島・鶴島派が直接生産者的であり、小松島派が商人的であるとする前述の推測はこの陳述書からはむしろ否定されねばならないといえる。しかし一方では、問屋着仕法は江戸問屋の金融力に依存するのであるから、自己資本をそれ程必要としないのに反して、直売・振売は最終需要者への貸売りまでを自己の資金負担で賄うため、かなりの資本を必要とする。その点からいえば小松島派が、より商業資本的であるといわねばならない。いずれにせよ、どちらの派が優位を占め、藩の政策の主体となるかは、後述の経緯によつて明らかにされるであろう。

また前掲の陳述書は、江戸藍玉問屋について次のように述べている。

「元禄十五年江戸の伊勢屋半兵衛・六左衛門の両人が阿波藩邸に、江戸・大阪両地へ積出す藍玉全量取扱いを許可されたら一年二千両の運上を上納し、あわせて両都の売掛金を全額回収すると申出た。しかし阿波監商は、とかく問屋の数が多いから値段をせり上げて都合がよいのであり、一軒の問屋に独占されたら作人も商人も迷惑する、として反対した。」

元禄十六年二月現在阿波藍玉を取扱っている問屋は、中村甚兵衛・阿波屋長右衛門・伊勢屋六兵衛・加田屋助左衛門の四軒であ

り、他に現在取扱中止中の問屋が五軒ある。」

かかる形態の藍玉問屋に依存する可否かをめぐつて宮島・鶴島派と小松島派が抗争するわけだが、宮島・鶴島派としても、かれら江戸の荷受問屋の独占による価格形成権占有を許すわけではない。小松島派の主張ももちろん、問屋による中間搾取・価格形成権独占の排除にあるのである。結局、両派の相違は、宮島・鶴島派が江戸問屋の金融力を利用しようとするのに対して、小松島派が自らの金融力によつて、あくまで中間利潤の搾取を排除しようという点にある。この両派の抗争に対する藩当局の態度は二転三転する。「藍方」所収の記録によれば、宝永二年七月に、「此義ハ相互商売之事ニ候得ハ、右之通売場可相極様も無之、上ニは少も無御構候条、此已後於何国成とも勝手次第売払候様、市中・郷中可被申聞候」と、藍方設置早々、相州以東七ヶ国の振売禁止を解き、小松島派の側に立っているが、二年後の宝永四年六月には再び「既先年相対を以南北市中藍商売人共江戸可致問屋付旨相極候事ニ候、(中略)申合之通相州より東於江戸可為問屋付候」と江戸問屋着を命じている。ここではまだ藩当局の態度変更の理由として、何ら国益に関連した論拠は示されていない。藩の藍玉に対する政策が、重商主義政策のスケデュールに乗せられ始めたといつても、ここでは実際はまだ摸索の段階に過ぎなかつたのである。享保九年の「藍方」記録によれば、この宝永四年の問屋着令以後、再び直売勝手が命ぜられ、今度はそれに対して江戸の仲買人達が提訴してくる。前に引用した文化元年の「阿州藍玉商人共願之儀ニ付申上候書付」によれば、宝永五年に新規に藍玉問屋が

できて、問屋―仲買―紺屋という流通径路が成立したため、この中間利潤によつて紺屋の仕入値段が高騰し、紺屋が出訴したために町奉行の裁定によつて、「是迄之通、藍玉商人より直ニ売渡候様」仰付けられたという。またその後享保三年に「藍玉商売出入出来仕」り、町奉行の吟味の結果、宝永五年の裁定通り仲間三十六人に直売を許されたとする。これらは前述の通りこの文書の性質上信頼しがたいが、「藍方」文書にいう宝永四年の問屋着令以後の直売勝手への政策変更の時期とその事情を推測するための一つのよりどころとはなりうるだろう。そしてこの時点ではもはや宮島・鶴島派と小松島派の抗争は記録から姿を消し、阿波藍商に対する江戸藍玉問屋仲買の抗争が表面化してくる。ここで「阿波藍商」と一括された中に、宮島・鶴島派も入っているかどうか不明だが、江戸藍玉問屋に対する抗争と、その排除という面からいえば、それは小松島派の理念そのものであり、ここでいう阿波藍商の主柱は小松島派であることは明らかであろう。かくて阿波藍商間の争いは小松島派の勝利に帰したわけで、それは藩当局の政策が二転三転しながらも、漸く小松島派の主張に添った方向に固まつたことを意味している。そしてまたそれは、藩当局の意識における、重商主義政策の整序を意味するものであり、幕府支配下の江戸においていかにして幕府と直接衝突することなく、江戸資本との抗争に打ち勝ち、江戸市場を支配下におさめるかという問題への出発を告げるものといわねばならない。

2

「藍玉一条江戸問屋共願出覚書」<sup>(註)</sup>は、享保十五・六の兩年にわたつて、江戸藍玉問屋より藩邸へ出訴してきた事件の一件書類である。その大部分は江戸問屋・仲買の陳述書であり、最後に吟味書が添えられている。先ずこの申立を年代順に追つてみれば、次のようになる。

「宝永五年より阿波の百姓・藍師らは問屋着をやめ、年来われわれの売つていた紺屋共売場へ直売を始め、問屋・仲買とも商売に離れ餓命に及んだので、町奉行へ出訴したところ、阿波藩邸へ願出るように仰付けられた。」これに対して藩邸がどのような裁定を下したかは記されていない。その次は、享保九年にとぶ。

「藩邸留守居役より両問屋に、問屋格式懸り物について問合せがあつたので、藍玉売代金一両に付、口銭三匁、蔵鋪一俵に付五分、蔵働日用一俵に付一分が問屋の取分である旨答えた。問屋口銭は藍玉問屋に限らずどの問屋でも取つているものである。」この藩邸の調査は何を意味しているのだろうか。いうまでもなく、この時すでに阿波藍商保護・江戸問屋排除をきめていた藩当局にとつて、これは中間利潤排撃の第一歩となるものである。この藩側の準備に対して、江戸問屋・仲買側はあくまでも受身でしかない。この年、仲買らは藩邸に対して執拗に申立てる。

「仲買人どもは、直売・振売どもを残らず阿波へ召帰して古来の通り問屋着にしてみたいと願出たが、藩邸では、国元百姓も近年商売にかかつたばかりなので堅く停止させるわけにもいかない。しかしその方どもも数年越の願立てであるから、直売・振

売の大勢の者を国元へ召帰し、このうち当地に店を持つている十六人だけを、直売をやめさせて古来の仲買人に加えて商売させるようにとの申付けで、仲買人らはこれにも強く反対したが結局は承服せざるをえなかつた。藩邸側は、直売が盛行している現実を背景にして、巧妙に橋頭堡を築く戦略に出たかに見える。勿論仲買に加入するだけでは何の意味もない。だが荷主が阿波藍商であり、仲買も阿波藍商であるとしたら、たとえ問屋を経由したにしても、もはや流通の、そして価格形式の主導権は阿波藍商のものである。藩邸側はこの橋頭堡を息つくひまもなく拡大しようとする。

「藩邸より両問屋に、阿波藍商の中から二軒問屋を差加え、四軒の問屋にするようにといわれ、両問屋はこれを諒承した。しかし、阿波藍商側では問屋になることを辞退し、その代り田舎に店を持つている二十人をも江戸の古来の仲買に加入せしめるように願出た。藩邸側では問屋に対して、新問屋の加入は中止になつたのだから、二十人の新仲買加入を、仲買どもに納得させてくれと依頼したが、仲買どもは承知せず、結局、藩邸側から、新仲買人が荷主として江戸問屋へ着ける荷物の半分は旧仲買人の扱いにし、旧仲買人の商権を保証するという条件を出し、それで妥協が成立した。」藩邸側は問屋と仲買との分裂を策し始める。問屋としては藍玉の全量が二軒の問屋で荷受けできるのなら、仲買の利害など意に介さない。二軒の問屋とは、阿波屋長右衛門と市川藤左衛門であり、前掲の宝永二年の宮島・鶴島派の陳述書に前者の名は見

えるが後者は見えない。

この取決めが成文化され、阿波藩主より条目が下附されたのが享保九年九月であるが、「藍方」記録も、この取決めを町奉行、郡奉行を通じて市郷へ触れ渡した文書を収録<sup>(12)</sup>している。これは江戸における問屋着・直売の経緯を述べ、直売勝手次第との藩是にもかかわらず問屋仲買が町奉行の示唆によって度々申出るので、「就夫、於江戸直売之者共手前相尋候処、仲買人え御指加被成候得ハ、売懸金も取立相成、外ニ指支申義も無之旨申出候ニ付、此度段々僉義之上、問屋・中買・直売共平等ニ商売仕候様」申付けた。直売の者共は江戸・田舎の店持三十六名を江戸仲買に加入せしめ、「其外之店持出店衆之者共ハ御引セ被成候間、」此後は右問屋共方へ荷物を着けるようにと命じている。そして「右代金之義は御役処え取立、荷主共ニは於御国為替銀被遣候」ということになる。この最後の項目が、前章で触れた所謂「江戸為替」制度であり、享保十五年の藩札解禁によつて、商品の代金である正貨を藩札に引換えさせる一種の専売制に変身するのである。何れにせよ、ここでは藩の江戸藍玉流通組織の把握は完成し、その組織をして商品代金の確実な把握への保障としたのである。その意味においては、藩当局にとつて江戸藍玉問屋は不可欠の存在であつたともいえる。そしてそこへの商品の集中は、最も理想的な形態であつたに違いない。自由勝手な直売は、藩にとつて商品代金の掌握を困難にすることはいうまでもないからである。それ故、藩としてはこの江戸藍玉流通組織を保守して行くことが当分の政策で

あつたに違いないが、その政策を突き上げ、変針せしめるのは、阿波在地の生産者・資本の上昇する力であらねばならない。事実翌年には早くも阿波藍商側の違反事件が起る。すなわち、江戸藩邸詰の藍玉裁判奉行西岡十左衛門勤役中の享保十年二月、多くの入船があつたが、新仲買の阿波藍商三十六名はその送状を問屋へ渡さないで、荷物をはしけで直接に船から積取つているところを問屋が発見し、十左衛門へ訴出る。十左衛門の指図により問屋が廻船問屋久兵衛のもとへ行き送状を要求すると、久兵衛は全部三十六人方へ渡したという。三十六人の新仲買の方へ行くと久兵衛の方にあるといい、両方が馴合つて埒があかないので、その旨を十左衛門に陳述すると、十左衛門はそれを不屈に思つて新仲買三十六名を藩邸へ召喚し吟味したところ、新仲買共は、問屋の口銭が高すぎるから、今度の荷物の分だけは口銭を引下げてくれというので、十左衛門ら役人は問屋を呼んで口銭引下方を懇願する。問屋はいうまでもなくこれを拒絶するが、十左衛門らは今度だけのことだからと執拗に引下げを求めるので、問屋方は致し方なく左の如き新仲買の連判状をとつて、三匁六分の口銭を一匁五分に引下げることが承知させられる。

「新仲買三十六人之内指上候連判之写

一此度藍玉船移之儀、御国元ニ而御願之上、坂東幸左衛門様御裏印送状并御添送状被下置候ニ付、右之荷物船移ニ請取、尤口銭之義藍玉壹俵ニ付壹匁五分宛ニ指出定仕切ニ仕、荷物請取申候、自今以後左之通ニ可仕候

封建権力の商品統制(下)

一口銭壹両ニ付三匁宛、蔵鋪壹俵ニ付五分宛、蔵働壹俵ニ付壹分宛、三口合三匁六分宛、右之通問屋払仕候而売買可仕候、向後船移等之儀、全御願申上間敷候、先達而被仰付候通格式少も相違仕間敷候仍而書付指上申所如件

享保十年己二月十六日

理右衛門

(外十七名)

この一件の経緯よりも分るとおり、阿波藩邸はすでに阿波藍商の代弁者となつてゐる。あるいは、すべては藩邸側の筋書であるかも知れない。すなわち、右の連判状に、此度の「船移」の事は国元で坂東幸左衛門が諒解済みの上であるといつてゐる点に注目せねばならぬ。坂東幸左衛門は、享保九年九月廿八日、それまでの江戸御賄奉行の役職に、「藍玉御用請持」が加役され、「西岡十左衛門申談可被相勤」と辞令が下されており、連判状の文旨によれば享保十年二月には国元にいたようであるが、その坂東の諒解を得ての違反事件とすれば、在江戸の西岡としめし合わせての行動と考える根拠は十分あるといえるであろう。何れにせよ、新仲買側の脱法行為が、藩邸側の問屋への工作により、却つて口銭引下げという利益となつて結果したのである。

この一件が西岡在職中に起つたにもかかわらず、問屋方はこの陳述書は、引續いて、「西岡十左衛門殿御奉行之節ハ御条目之通荷物少も無相違問屋着仕候」としている。そしてその西岡が享保十年八月に役替になるとすぐさま新仲買の違反行為が始まり、それ以後出入が絶えないようになるという。その違反というのは、



新仲買の者と船頭とが馴合いで送状を横取りし、荷物を直取りするといふ前述の一件と同様の方法による行為である。これについて町奉行へも藩邸へも度々出訴したが、藩邸藍奉行は、慥かな証拠を捕えて申出ればきつと処置しようといふせられた、といふのである。これ以後の、問屋の申立てによる事件の推移を要約すれば次のようになる。

(一)新仲買のうち阿波屋吉三郎というものが、享保十年九月に直取りしたのを発見したので、その荷物を差押えておいて藩邸へ訴出た。すると奉行は、百姓は江戸では仕置しがたいので国元へ連絡して、国元で詮議するという。致し方ないのでその結果を待つていと、詮議の上申訳が立つたので差押えてあつた荷物も払下げたといわれる。それで、吉三郎一人の口から話をきき、申訳が立つたとは心得難い事であると追求すると、奉行は、われわれは加役なので、藍玉に關しては国元の命令次第に申渡しているだけだといふ。

(二)同年十月、またまた数千俵の荷物を残らず新仲買共が直取りしたのを発見したので、町奉行所へ訴え、藩邸へもその訳を話して願出たところ、聞届け詮議されたが、その結果新仲買の者共が三百俵程を銘々の蔵から出して問屋方へ送つて来たので、その模様を町奉行所へ申し上げておいた。

(三)そういうことが重なり、何とか問屋着を勵行させてほしいと再三願出ているうちに、その年十二月になると、新たに問屋を二名任命するという噂が聞え、その証拠も入手したので、

暮に藩邸へ問合せてみると、其方共二人を問屋に申付けた事は町奉行所へも届けてあることなので、藩邸側で新問屋をどうこうする事は自由にならないのだといふ答えであつたが、翌年正月八日、問屋証人仲買人揃つて召喚され、新問屋二軒の任命が発表された。それについて町奉行所へ訴え、その上で藩主に駕籠訴したところ、新問屋の件は中止になつた。

(四)その後も問屋着をしないので度々願出ているうち、十一年十一月問屋を藩邸に呼び寄せ、口銭引下げについて新仲買と話合うようにいわれ、新仲買は三匁六分の口銭を八分に引下げたら全荷物を問屋着にするという。それで致方なくそれに応じたのに、それ以後問屋へは一切荷を着けない。その上、船問屋紀伊屋久兵衛と馴合つて、荷物をすべて久兵衛方へ廻しているの、その委細を町奉行所へ出訴したら、十二年八月、久兵衛を詮議の上手錠をかけられた。久兵衛手代新六が阿州へ上り荷主共と工作しているので、それも召喚された。

(五)新六を吟味してゆくうち、新仲買の大坂屋新助・阿波屋久兵衛・藍屋伊兵衛・大坂屋庄三郎・藍屋弥兵衛・阿波屋孫兵衛・播磨屋九兵衛の七人の名前を白状したので、右の者に久兵衛同様の処罰をお願いしたところ、町奉行所では「此七人之者共悪敷被為仰付候而ハ御障之儀も有之」といわれる。そして、このように七人の証拠があつたのだから、これを以て阿波藩邸へ出訴せよ、重ねて町奉行所へ訴出ても取上げない旨言明される。

(六)問屋・旧仲買が出訴している間に、新仲買に頼まれた紺屋共が町奉行所へ訴え出てきた。これは問屋着仕法では藍玉価格が高くなるというのであるが、町奉行所では、価格の問題なら取上げざるを得ず、藩邸へ問合わせることを約束した。

(七)十三年二月、阿州中島左助船・同所市兵衛船・徳島勘次郎船の三艘が藍玉を満載して入津したのを見届けたが、船頭共が送状を持参しないので詮議したら、荷物は全部新仲買が解取つたが、運賃は新仲買から貰うのか、問屋からくれるのかと反問する。それで問屋宛になつてゐる筈の送状の荷物をどこへ渡したのかと追及すると、船頭共は送状がどこへ行くのかわれわれは知らぬ、ただまとめて封してあり、その宛名の所へ届けたのみであるといひ、その宛名を教えない。それで新仲買の行事阿波屋善右衛門方へ行き訊ねてみると、船頭という通り、荷物は全部新仲買が解取つたという答えであつた。

(八)それで藩邸賄奉行に申出、吟味がすむまで三艘の差押えを依頼したところ、船頭は運送しただけだから差押えはできないと却下された。それで荷物の売買を指留めるよう訴えたが、百姓に関する事は国元の仕置に従わねばならぬ。国元では前々よりの訴状を吟味中なのにその上新に訴状を送ると吟味がのびるばかりだから、このたびは三艘の運賃を新仲買から問屋方へ受取り、問屋から船頭に渡して出船させるようにいわれ、承知して待つていても行事は運賃を持参しない。善右衛門に問合わせると、新仲買より運賃・請取状とも船頭に渡す

という。それでは賄奉行の命に背くことになるので委細を賄奉行に書上げたが、何の返事もない。

(九)その後再び中島左助船が同様の違反を起したが、賄奉行は何の処置も取らず、ただ自分は加役奉行だから国元よりの命に従うだけであるという。それでは問屋宛の送状を役所で取上げてこちらへ渡してくれるよう願つたら、それは実行された。

以上のように縷述されているが、これを通読して感じるのは、藩側の巧みなマキアベリズムではないだろうか。そしてこの陳述書は問屋・旧仲買より藩邸へ出されたものであるが、問屋・旧仲買は藩邸側のそのような策謀は十分知つていながら、それでも文面では新仲買が藩の命令を守らないという点に攻撃の焦点を合わせ、藩を敵に廻すことを避けようとしている。これは藩の方針変更の可能性に期待し、その余地を残しておこうという意図によるものであり、その期待は、自分たちが町奉行所の援護によつて最終的には藩邸の譲歩をかちとりうるという見通しから生れているのである。だから文中、自分達は町奉行支配の者で、町奉行の指示でこの願書を出しているのだと再三仄めかしており、時にはその強味を背景にして藩邸の態度に対して皮肉めいた事をいつているのである。それ故、藩の方でも慎重にこの対策を練り、叙上のように表面上曖昧な態度を取り続けたのであり、その間に、国元においては次のような自肅令<sup>(15)</sup>さえ出していた。享保十年十二月十三日の触である。

「江戸廻り藍玉之義、去年被仰付候通、弥問屋着可仕候、此度於江戸中買人共、公儀御奉行処へ願出之義も在之候得ハ、尚以問屋着之義猥無之様、市郷へ可申付（後略）」

このような一歩後退をも計りながら、藩は幕府の対応を一つ一つ見定めて問屋排除の方向へ向つて行く。その場合、藩の最大の口実はいつもながら年貢徴収を確保するためということであり、また幕府のアキレス腱は物価問題であった。藩邸ではそれをよく承知して、紺屋を使喚して町奉行所へ出向かせ、問屋利潤の排除を請願させたり、口銭の引下げを強要したりする。町奉行所側も、問屋方の期待に反して、表面立つて問屋の利益を擁護しないばかりか、ともすれば藩邸側の主導権に委せようとする。(四)におけるように、「此七人之者共悪敷被為仰付候而ハ御障之儀も有之」というに至つては、全く藩側への遠慮としかいようがない。これはこの時点で行なわれていた享保改革と無関係ではないと思われる。すなわち、享保の通貨収縮政策によつて不況は全国に滲透し米価の低落は著しい。これは各大名の財政に激しく影響するが、幕府は大名に買米を命じる。その上、享保七年には上米令を発し、大名の利益を侵害する。こうして幕府財政は急速に改善されるが大名経済は困窮したままであり、享保十五年にいたり漸く藩札解禁により大名救済策がとられるようになる。幕府側の阿波藩邸に對する遠慮も、そのような背景と関連があると考えられよう。物価政策にしても、幕府は米価の低落と物価の上昇とに苦慮しており、享保九年には、江戸町奉行大岡越前守・諏訪美濃守の意見書

を徴したのち、物価引下令が發布されている<sup>(16)</sup>。この意見書の当事者が、前述の藍問屋問題に對して江戸町奉行として事に當つていゝるのだから、彼らの意見は藍問屋一件と絡んで検討に値するものといえよう。意見書は全七ヶ条よりなつてゐるが、その第六条が一件と深い關係を有する。

「一惣躰諸色売買物、近年問屋之外脇々江茂荷主相對を以、荷物差越候間、買手大勢有之候ニ付、存之外高直ニ成（中略）自今ハ右炭薪酒醬油塩之分江戸諸国荷主共江も問屋之外一切外江荷物附不申候様ニ申付（中略）直段吟味之儀者問屋共ニ為致候ハハ、ノリ茂能可有御座候、如先規問屋方江斗着致候ハハ、何分ニも直段之吟味可仕由相願問屋も御座候<sup>(17)</sup>」

大石慎三郎氏によれば、七ヶ条の主張は、方法論として、(一)商人達の利潤をたたくことによつて、物価を引下げようとする方法と、(二)生産者価格をたたくことによつて、物価を引下げようとする方法の二つに分け得るといわれる。第六条はもちろん第二の方法であるが、大岡・諏訪の両奉行はむしろこの方法に魅力を感じていたろうと大石氏は推測されている。その両奉行が藍問屋一件に關しては、この主張を貫こうとせず、阿波藩の生産者保護の線を容認しようとしたことは、彼らによつて推進されようとした享保の物価政策を主軸とした経済政策が、意見書の書かれた享保八年から数年のうちに早くも変質を余儀なくされたことを裏書きしているであろうか。前掲の江戸問屋・旧仲買人の陳述書は、享保十四年八月、江戸問屋・旧仲買人の町奉行所への出訴に對して

諏訪美濃守がこれを受理して阿波藩留守居役を招致訊問したので、その通報に接した阿波藩仕置家老が問屋着改正手続の調査を江戸留守居役に命じているので、その折りの藩邸よりの照会に対するものと考えられる。そのように江戸町奉行の動きを背景としているので、前述のように問屋共のこの陳述書はかなり調子の高いものとなつているのである。この陳述書に接して、藩邸側は調査・検討の結果、十六年五月に「口上之覚」<sup>(19)</sup>をもつて町奉行所へ届出る。これよりも、事態は町奉行所の介入によつて終局へと動き出したことが理解しえよう。引用すれば次の通りである。

「口上之覚」

阿波国ヨリ積廻候藍玉江戸問屋着之儀、去ル辰<sup>享保九年</sup>ノ九月阿波屋長右衛門市川屋藤左衛門両人方へ相附商売仕候筈ニ淡路守方ニて申付候所、其節申渡候書付ニ相違致し兵庫廻シ大坂廻シ仕、御当地ニハ借り名代仕阿波出生之中買人十六人之者共店へ引取、問屋着無之迷惑仕候旨右両人并中買人共願出候ニ付、去々<sup>十四年</sup>酉八月九日私共被招呼訴状御渡ニ相成、大岡越前守様へも被仰談候段委曲被仰渡候趣承知仕国元へ申遣シ、領内之者共手前吟味仕候所、申渡之書付并証文等ニ致相違候義曾而無御座候間、其旨別紙書付入御覽候(中略)去ル辰年間屋着ニ申付候、就夫口錢差出候故藍司共不勝手之由ニ而、藍玉仕込之義段々致減少候ニ付、葉藍直段下直ニ罷成國中藍作人共作徳ニ難相成由ニ付、自然と藍作減少仕候、右之仕合江戸廻り藍玉荷主過半相減申様ニ

封建権力の商品統制(下)

罷成候、就中御当地紺屋共儀問屋着申付候以来口錢其外懸り物御座候ニ付、店持共所持之藍玉高直ニ存入、商売薄ク罷成、年来之売掛金弥相滞、彼是以至極迷惑仕趣ニ御座候、且又右ニ准シ船持共運賃持茂相劣、口錢之所務相減并領内物成諸給人共年貢取立之妨ニ相成申、旁国用之障ニ罷成、藍師共ハ不及申百姓共困窮仕義故、押而難申付仕合御座候、依之此度此方ヨリ申付候問屋着ハ差止め、以前之通以相對問屋着・直売・振売三様勝手次第商売仕候様ニ可申付候、此段御承知被置可被下候(後略)

ここで違反の件は「曾而無御座」と高姿勢で出ているのは、町奉行所に久兵衛が逮捕され、七人の違反者の名が割れている現状にしては奇異の感を抱かせるが、これは町奉行から留守居役に対して訊問のあつた享保十四年八月から、この「口上之覚」の十六年五月までの約二年の間に、藩より幕府に対して何らかの諒解工作が行われたことを物語るものである。その背景となるのは、先にも触れたように、幕府のこの時期の対大名政策であることはいうまでもない。なお、文中に「別紙書付」とあるのは吟味書であり、これは享保九年の申渡条目を掲げ、その各条毎についての違反の有無を吟味する形式で作成されている。しかし、ここでは一々引用することを略するが、吟味は極めて形式的且曖昧であり、問題の点は全くぼかされていて、それを何の咎めもなしに町奉行所で受理していることは、すでに裏面で諒解のついている証左であろうと推測されよう。この口上書と吟味書とを町奉行諏訪美濃

(九七)

九七

守のもとへ持参した時、美濃守はこの措置を諒承して、「——此段ハ国用之障ニも罷成候上ハ、御勝手次第之儀と存候」と挨拶し、その上、これは町奉行所より命令する筋合のものではない、一昨年抜荷もあるように訴状が出されたから事情を聴取したままであり、口上書の趣は問屋共へ藩邸から説明されたいという意向が示されたのであつた。<sup>(20)</sup>享保九年の問屋着決定の折りに大岡越前守へ届出た関係から、越前守へも同様申出たところ、美濃守同断の挨拶が返されたのである。これが一件の結末であるが、これは阿波藩の藍玉移出統制政策にとつてどのような意味をもつものであるうか。「直売・振売・問屋着商売勝手次第」<sup>(21)</sup>というのだから、これは統制撤廃、すなわち藩の統制失敗という見方も成立つといえる。大槻弘氏は享保九年の問屋着仕法を藩の統制完成と見て、在方藍商の抵抗によつてこの体制が崩壊したとされる。<sup>(22)</sup>氏は享保九年の問屋着体制を二軒の問屋と三六名の仲買による株仲間と考えられ、この株仲間の結成は在方の動きを阻止するもので、株仲間が作られてから早くも六年目には在方のボイコットにより着荷が激減し、藩権力は在方の大藍師が商人的性格をおびるまでに成長していることに眼をおおふことができず、株仲間に解散を宣したのであると理解される。しかし、今まで見たように、三六名の新仲買こそが大槻氏のいわれる在方の大藍師なのであつて、氏はこれを江戸の旧仲買と誤解されたように思われる。藩が在方大藍師に突上げられたという点については同意することができ、そのために株仲間を解散させて売買を自由化したという見解には、

以上の理由によつて賛成できない。藩は三六人の在方大藍師を庇護し、これを内株仲間として次の段階の統制に向うのである。問屋こそ排除されたが、三六人の仲間は存続させられ、阿波資本は江戸及関東の藍玉流通機構の主導権を握り、藩はそれを利用して藩財政及び領国経済の進展をはかろうとする。売買を自由化するといひながら、三六名以外の阿波藍商はすべて江戸への進出を阻まれ、藩権力と大藍師との合作による藍玉統制は、先の江戸問屋を頂点とした問屋着体制よりも、一層国益に合致し、且は大藍師らにとつても利益となる方向において完成したといわねばならない。

ここでひるがえつて、この享保中期において、阿波藍商が何故江戸において強引に流通支配を狙い、藩権力もこれを支持したのか、これら両者の動きの背景を考えてみたい。

いうまでもなくこの動きの基本的原因は領内藍産業の急速な発展であり、それを背景とした在方藍商の成長であるが、ここではそういう動きが江戸において特にあらわれた理由を振り返つて考えてみようというのである。

大槻弘氏は、「元禄ごろ撰・河・泉を中心として棉作がさかんとなるにしたがい藍玉の需要はたかまり、他国に出店を創設するものもあつたが、この販売の中心は江戸であつた」<sup>(23)</sup>とされているが、大坂よりも江戸が販売の中心であつたとする根拠はない。棉作と藍玉需要との関係から考えても、販売の中心はむしろ大坂であるとする方が自然であろう。寛文年中すでに大坂に藍問屋の存

在を示す史料<sup>(24)</sup>があることから、江戸を阿波藍販売の中心とすることには無理がある。それ故、問題は、なぜ享保期において大坂でなく江戸で阿波藍商の急速な進出が計られたのかという点に帰着する。享保十二年六月の、藍作の中心地に属する名東郡奥野における藍作見分記録<sup>(25)</sup>の附記に、「奥野藍作四ツ宝之時分六拾町より八拾町近年卯辰巳三年七拾四五町今年は拾町程も減申由」と書かれている。四宝銀の頃というのを一応享保三年の新金銀通用令までとすると、この時期大坂においては悪貨の鑄造・増発によつて貨幣価値は低下し、物価が高騰し続けていたのであるから、大坂へ積み出される藍玉は著増し、作付面積が高水準を維持していたのは当然といえよう。それが享保十二年になると拾町程も減少するというのは、主仕向地たる大坂の、通貨収縮による不況に影響されたものと考えられる。享保三年の新金銀通用令は、旧銀の新銀に対する交換比率を大巾に変更させるものであるから、銀遣いの大坂において混乱は激しく、実際の通用銀であつた三宝・四宝銀の新銀及び金に対する比価低下は著しかつた。これはいうまでもなく荷主に対して前貸金を多く持つていた問屋の損失を意味するし、追つかけてやつて来たデフレーションは金融的に弱体化していた問屋に追い打ちを掛けたのである。これは大坂市場及び問屋に依存していた在地荷主に対して、商品の不捌き、資金回転の鈍化、前貸条件の厳酷化、仕切値段の切下げ強要といったかたちでしわよせされてくる。自然、荷は他の仕向地を探すことになる。その時、江戸も不況をまぬかれなかつたとはいへ、金遣い

### 封建権力の商品統制(下)

地域である上、問屋の荷主支配が大坂におけるほど体制化してはなかつたし、不況の激しい大坂に対して常に買越しの立場にあつた江戸は、相対的に有利であつたため、不況もさほど顕在化してはなかつたと推測されよう。こうして藍玉が江戸へ集中してくると、既存の流通機構をはみ出す藍玉がでてくる。問屋着仕法によつて体制づけられていても、その体制の中において荷が急増した場合、価格の低落は不可避である。しかも、その場合価格決定の主導権は完全に買手——問屋・旧仲買の手に移らざるをえない。阿波藍商と藩とが、江戸の問屋・旧仲買を排除し、あわせて在方の小規模の荷主を閉め出した理由はここに存する。吉永昭氏は、この問屋着仕法の廃止と江戸問屋側の敗北をもつて阿波藍商の力を過大評価してはならない、というのは阿波藍は元禄期にかけての畿内綿作の発展の結果、大坂問屋の方へ多く送られていたから、商品の江戸廻着量の減少によつて問屋が弱体化してしたのであるといわれるが、元禄期は氏の説の通りであるが、享保期にはそれは通用せず、江戸廻着量の減少というのは、問屋着の不遵守による問屋への廻着の減少を取り違えて居られるものと思われる。

藩当局が阿波藍商の江戸流通機構掌握の試みをいかに支持して来たかについては縷説してきたし、その政策の変化の意味を折りにふれて説明したが、貨幣的奨機よりする藍玉政策について少し補足しておきたい。すなわち、宝永四年の藩札禁止によつて深刻な貨幣不足に陥つた藩は、享保三年以降の大坂の不況と貨幣収縮

とによつてその貨幣不足を倍加させる。米の饑餓輸出をもつてしても米価低落の大坂においてはいくばくの貨幣をも取得できない。いきおい、その主たる貨幣消費地である江戸において直接に金を取得しうる最良の方策であるところの、藍商よりの正金収納に赴かざるをえない。前述の「江戸為替」がこれであるが、このように深く藍商との依存関係に入った藩は、藍商の利益擁護を必然化され、あわせて重商主義的な経済政策の道をたどり始めるのである。

註

- (1) 「阿波藍譜 史話図説篇」一三七頁
- (2) 「名東郡史」五二三頁
- (3) 西野嘉右衛門「阿波藍沿革史」二七頁
- (4) 「諸問屋再興調八」(大日本近世史料「諸問屋再興調五」所収)
- (5) 「諸問屋再興調十」(右「諸問屋再興調六」所収)中の「廻船下り塩問屋下り塩仲買地廻塩問屋調」に、北新堀町作兵衛らの名があり、下り塩問屋・下り塩仲買のかなりの数が北新堀町に在つたことを示している。また、「諸問屋再興調十三」(大日本近世史料「諸問屋再興調七」所収)中の、「齊田塩之儀ニ付被仰渡書写」によつて、これら下り塩仲買・問屋がその取扱商品中に阿州塩を含んでいたことが明らかである。
- (6) 「藩法集三」所収 元居書抜「藍方」の部の諸文書。
- (7) これは元居書抜では宝永二年の文書の次に収録され、午五月九日としてあるが、元禄十五年あであることが明らかである。(拙稿「封建権力の商品統制 上」参照)。「藩法集三」六三一頁
- (8) 「川内村史」所収。宝永二年閏五月二十六日付。宮島浦庄屋・同五人組・鶴島浦五人組連署。
- (9) 「藩法集三」六三一頁
- (10) 右書 六三二頁
- (11) 文部省史料館蔵「阿波国徴古雜抄続篇」所収。
- (12) 「藩法集三」六三二頁
- (13) 口銭が代金一両に付いて三匁、蔵鋪料・蔵働賃が一俵に付いてそれぞれ五分・一分と計算対象の単位が違つているのに合計三匁六分と単純に加算しているのは解せない。
- (14) 「藍玉一卷書抜」写(三木文庫蔵)。これは元居書抜「藍方」文書と重複するところが多いが「藍方」文書未収録の文書も含まれている。すべて「藍方」関係の公的文書である。
- (15) 右書
- (16) 大石慎三郎「享保九年の“物価引下令”と江戸町奉行の“物価引下げに関する意見書”をめぐる若干の問題」(「日本歴史」一八九号 所収)
- (17) 「享保撰要類集」米穀之部(大石前掲稿より引用)
- (18) 西野嘉右衛門「阿波藍沿革史」三五頁
- (19) 「藍玉一条江戸問屋共願出覚書」所収

(20) 右書所収。一件についての藩主への最終報告書。

(21) 「藩法集三」六三四頁。「藍方」享保十六年町奉行・郡奉行への申渡。

(22) 大槻弘「阿波藩における藩政改革」(「藩政改革の研究」所収)一三五頁

(23) 右書 一三四頁

(24) 西野嘉右衛門「阿波藍沿革史」二八頁

(25) 「御大典記念阿波藩民政資料」下巻 一七六四頁

(26) 吉永昭「国産会所仕法の成立と展開その三」(相模女子大  
学紀要 二四号 所収)

### 三 大坂問屋との抗争と統制の確立

1

宝暦十年の、藍方役所・葉藍売買税・玉師株の廃止が、藍作人救済を目的とし、藍師は逆にこれにより不利益をこうむる結果になることは、第一章において述べたところである。この措置以後藍作人がかなり生産を増し、自ら藍玉を製造して大坂を初めとして各地に積出した様子が種々の資料にうかがわれる。たとえば、「御國中藍作見分記録」所収の、宝暦十一年十一月「藍葉貫目之事<sup>(1)</sup>」という記録に、「西麻植村神護と云所後藤田与三右門と申者之新開藍作段に付百貫蔵有之根元敷地五反開立葉藍五百貫目出来直に仕立上方へ積登候処売払銀五貫目取候趣(下略)」とあるのは、衰微していた藍作が再び活況を取戻し、大坂方面への積出し

が盛況を呈し始めたことを物語つていようし、同見分記録中に、「宝暦十一年大坂売、奥野中富五百三十人、藍拾俵に付銀貳貫目程」とあるのは、二村で五百三十人もの大坂売が存在しているほど、それまでの禁止のせきを切つたように藍作人たちが藍玉を自ら製造し、大坂へ売り出した状況を示しているのである。

阿波藍の大坂への進出がいつに始まつたかを示す資料はないが、寛文十三年六月の、仕置家老賀島主水より郡奉行にあてられた次の文書は、この時期にすでに大阪への出荷と、仲買・問屋の存在を示している。

「御國中在々々大坂へ登せ候藍玉土砂大分入染色悪敷由にて、彼地中買之者共去々年之夏大坂御奉行所へ御訴訟申上候二付、問屋共被召出被仰渡候ハ、蔵屋敷迄急度被仰渡可被下候へ共、先問屋共方売主方へ可申遣候(下略)」

また「大坂留主居役答書<sup>(3)</sup>」に、「正徳年中、桑山甲斐守殿(町奉行)御勤役中、網干屋長右衛門と申者、大坂へ罷出、藍玉目代として俵懸り取立申旨、是又訴訟有之事(中略)網干屋甚右衛門義、御国市中・郷中へ登申藍玉売代金、江戸へ為替二而登り申分、又ハ大坂ニ而相払候代銀受持、御国荷主共指下候儀相願(中略)大坂藍問屋共奉畏旨申出、甚右衛門願之通申付候事」というのは、藩権力が正徳年中すでに大坂において阿波より積出した藍玉の俵懸銀と称する運上を取立てんとし、且又、特権商人を媒介として為替を管理せんとしたこと、すなわち、藩の統制がいくばくか及び始めていたことを物語るものである。



享保十六年の、江戸問屋排除に伴う阿波藍商の株仲間化をはじめとする体制確立は、体制外に疎外された小藍師らの大坂積を増加させることになり、宝暦四年には大坂留守居役より八軒の阿波両国藍問屋を指定し、抜荷・濫売を防止させようとした。<sup>(4)</sup>これは、国元における諸制限・統制に照応するものであるが、先述の宝暦十年の玉師株などの撤廃によつて、これらの制度もかなりその効力を失つたであろうことは想像に難くない。大坂市場は、簇出する藍作人、小藍商らの殺到するところとなり、その結果買手市場化し、阿波藍商の価格形成の主導権は失なわれていつたと推測される。明和三年二月、名西郡高島村与頭庄屋小川八十左衛門の提出した意見書は、この間の事情を次のように如実に説いている。

〔前略〕大坂ニ而売買仕候藍玉之義、近年打続キ不景氣ニ而、藍師共追々右商買相止リ、葉藍買込入次第ニ減少仕ニ付、葉藍ニモ相響キ、自然と下直ニ罷成（中略）只今ニ而者葉藍不捌ニ付、作人共手前ニ而、無抛玉ニ仕義ニ御座候、尤諸国紺屋直売仕度者共茂御坐候へとも、左候而ハ代銀順リ遅ク、時節ニハ諸上納物等ニ指支申ニ付、無抛大坂問屋へ指遣、為替銀ヲ借り彼是相凌居申候内、右類之荷物相湊、荷高二罷成申迄、中買共買出シ不申様仕ニ付、下直ニ罷成、藍師共毎年損銀仕候（中略）其上大坂問屋共儀、近年ハ自分ニ紺屋売茂仕、諸国ニ売場崎相拵居申ニ付、中買共同断ニ藍玉下値ヲ相好、時節ニハ為替銀も多指出不申様ニ仕、畢竟代銀指急、無抛売崩シ申様ニ相工ミ、殊更藍玉下物ニハ為替銀も指出不申、中下物ニ壹俵ニ付拾匁、

中物ニ貳拾目、上物ニ三拾目程宛之為替銀ニ問屋壹統申談ニ而相極置候、然共荷主とも為替銀相望候類、右員數ニ而ハ事足り不申、余計を相望申者共ニハ、壹俵ニ付代銀百目之物ニ六拾目、亦ハ貳百目之物ニ百貳拾目程宛為替銀指出、右拾目ヲ三拾目迄之為替銀極之分ニハ、壹ヶ月壹歩五厘宛之利息取立、其余銀ニハ、壹ヶ月式歩宛之利足取立申候、並霜月・極月式ヶ月ハ、前月壹ヶ月分利息格別ニ取立申候、尤売買相濟候而も、六十日過候上ニ而仕切銀相渡売払候後、右式ヶ月之為替銀利息も取立、万端致度儘之仕方ニ而御座候」

これを検討するに、この時期、すなわち宝暦末から明和初頭にかけての大坂の景氣が先ず問題とならう。貨幣面から考えると、宝暦十年頃から安永期に至る間の、銀価の若干の低落が注目される。この分析は省略するが、端的にいつてこの銀安は、大坂の経済的地位の低下を意味する以外の何ものでもない。そしてこの低下をもたらしたものは、例えば綿業にもつとも典型的にあらわれ、たように、棉作の後進地が全国的に進出してきたといった事情が、幾多の主要生産物にも見られるようになったということ、大名経済の窮乏化と農民経済の発展とが結びついて領国経済圏の成立が見られたということのうち、その原因を見出せるであろう。これらに対して大坂の問屋は、利潤確保のために仕入値段の切下げに向わざるをえない。そしてそのためには荷主に対する前貸金支配・株仲間規制による支配が手段となる。阿波藍商に対する大坂問屋の支配方法は、先ず金融面における支配に集約されている

ようである。藍作人たちを多く含んだ、他国売りを資金面の制約によつて為しえない比較的零細な藍師たちが大坂市場へ殺到するのは、必ずしも高価格につられてのことではない。大坂問屋の金融力による前貸金・為替金を得ないでは、彼らの経営は成り立たないからである。そして彼らが大坂市場へ殺到するということは、必然的に需給面においても価格低下をきたすし、大坂問屋の金融支配はこれに拍車をかけることになる。この悪循環を断ち切るにはどうしたらよいか。答えは分り切つている。金融面での支配権を大坂問屋の手から奪取すること、これだけである。八十左衛門の意見書は、その具体的方策の開陳へと進むのである。

「——大坂ニ而売買仕候分ハ、彼地仲買とも御当地へ引寄、荷主共ト立合、売買御場所市中之内ニ而、御上<sup>方</sup>御取行被仰付候へハ、大イ之御為も出来仕、大坂ニ而不筋之工ミ相逼、其上諸造用相懸り不申、又ハ彼地ニ而不時失墜銀等も無之、第一直段立直可申と奉存候——」

こうすれば、畿内を含めていわゆる大坂積は約九万俵だから、一俵平均銀九十匁として総代銀は八千貫程であり、大坂問屋は代銀一貫目について四十匁の口銭を取るから、総口銭は三二〇貫目となる。阿波で売買させれば、この口銭率を三分五厘に下げて藍師に恩恵を与えても、二八〇貫目が藩の収入になる。その外、大坂問屋へ支払う諸造用分五〇貫目、為替銀利足を月一步二厘に下げても約二〇〇貫、以上合計五三〇貫目が藩の徳用になる。しかしそれには、大坂問屋の為替銀五六〇〇貫を藩で負担せねばなら

ぬが、実際は半分の二八〇〇貫程も投入すれば、先送りにくり廻わすことができようと述べ、最後に藍玉売買場所を奉行付にするよう進言し、その規模、人員にまで言及している。この意見書を概括していえば、藩が大坂問屋に取つて代るということである。そしてその意味は、縷述の如く、主として金融面にかかわるのである。

藩当局は直ちにこの建議を採択することにして、一応国内の全藍師・藍作人に異議の有無を問うた上、七月六日、これを公示した。内容は、先ず大坂問屋付の分は積登すことを一切禁止、当地の藍場において売買することとし、そのために新たに藍場役所を設けることを示し、以後藍関係の用務は藍場奉行の所管であることを明らかにした上、改革の詳細を列挙している。要点を略記すれば次の通りである。

- (1) 諸遠国の紺屋売については従来通り自由に積出してよい。但し積出時に分一所及び口銀所への指出手形に奉行の見印を必要とする。
- (2) 諸国への積出俵数・積出人名などは郡奉行の手元において分つているから、去年の積出俵数をその人の積出俵とし、それ以上に積出す分については藍場にて買調えるべきこと。
- (3) 山城・摂津・播磨・和泉・河内・紀伊・淡路の七ヶ国への積出しは禁止するが、この七ヶ国での売場を持つている者は手作の藍玉に限り、平均相場に依じての諸懸物を役所に納入した上で、積出しを許可する。もつとも、藍場で買調えた藍玉は積出自由

である。

(4)大坂においては代銀に対して四歩の口銭がとられていたが、その代り三分五厘を役所へ納入する。その外、為替銀利足を大坂問屋の場合より八厘引下げて一步二厘徴収する。欠引四厘・中仕賃一俵に付き二匁も納入すること。

(5)運賃は買人負担であり、口銀・行着銀は今迄通り荷主より徴収する。

これを見れば、その骨子がほとんど小川八十左衛門の建議通りであることが明らかである。そして注目すべきは、この公布直後、八十左衛門を藍場諸事裁判役に任じ、藍場役所の実質的支配者としたことである。その外、藍方御用として十二名の藍生産地の庄屋級人物を登用し、座本役として三名の徳島町人を任命し、ここに藍師を中心にした民間の能力を役所に注入したことは、重要な意義を持つものと考えられる。すなわち、この改革が八十左衛門の建議に発し、彼ら藍師の総意を得て行なわれ、しかもその実質的な推進者を藍師らに求めたということは、今や阿波藩の藍政策が、彼ら藍師の主導力において行なわれていることであり、在地商工業資本の利益擁護が藩の政策として実行されていることを意味している。もちろん藩の利益を表面に掲げているとはいえず、われわれはもはや商工業資本の領主権力に対する優位を疑うことはできないのである。その一つの証左として、八十左衛門が上述の為替資金の一部を藩へ貸付けていることに注目したい。すなわち安永七年の家老某の上書によれば、その年の、藍方惣裁判小川弥

三左衛門(八十左衛門改名)調達元銀残額として銀七五〇貫ばかりが計上されている。また同年の家老池田浪江の上書には、財政の赤字穴埋め資金の一項目として六四貫六五〇匁をあげ、その摘要として「小川弥三左衛門調達銀元利之内へ藍玉御口銀百五拾四貫三百七拾目程宛年々指入被成本又銀高程御元入ニ罷成候得共右御元入御指止御利足迄被遣ニシテ御出所」と註されている。明和三年に貸付けたとして、それから毎年元利分として一五〇貫余の返済を受けながら、十二年後の安永七年にまだ七五〇貫ばかりの元銀が残っているのだから、かなりの額が当初貸付けられたことは推測に難くない。

八十左衛門の建築はその後も藍政策の中核をなしてゆく。「藍方御取行大綱」という記録によれば、「前廉之藍方御役所成来り之通右戌の夏を藍肥代として銀札御貸付被仰付候は、困窮之百姓とも大いに御救に相成第一藍出来宜布御座候得は御為成可申哉之旨是又小川八十左衛門を申立右戌夏は未藍方御役所御取懸り無御座内故銀札場を御貸付被仰付候事」というように、藍作人が大坂の問屋資本の前貸支配から脱却する方策がとられる。これは八十左衛門の建議が、何よりも大坂資本の支配から阿波藍商を解放し、大坂市場における藍玉売買の、ひいては価格決定の主導権を奪い返そうということを目的としている以上、当然とられべき措置であるが、この大坂資本の支配からの脱却は、それに代わるべき金融面の措置を必要とするために、八十左衛門をはじめとする藍政策当事者の努力はその面に集約されることとなる。藍肥貸付はそ

れの藍作人に向けられた一つのあらわれであるが、大坂資本に代るものとして、いまだ領内金融資本の成熟が見られない以上、領主権力がその役目を受持たざるを得ない。銀札場がその場合主役となる。そして藍方役所の機能が発動し始めるとも銀札場はその背後に退き、藍方役所の支配下に藍方為替出張所が出来て藍業の金融面を受持ち、のちそれが独立して各種国産品の金融をはじめとして藩の経済政策面で重要な役割りを担うに至る。<sup>(11)</sup>「阿波藍考証」に、「其の事務たる、肥料の貸下取立は固より、玉師には浜売・大坂問屋売・各地売場の為替銀を貸与し、為替付荷物は船頭に組替を為す等、専ら金銀の取引を為し、藍作人肥料拝借の分は、収獲藍を蒐集し、更に輸送して売買し、或は代官所に買上を願ひ、代官所よりは葉藍を玉師に貸下げ、或は之を売却するものとす」とあるのが、御為替方役所の主要な任務であつた。ふたたび肥料貸下に戻れば、これは前述のように最初は銀札貸下であつたのが、「銀札に而御貸付被仰付候而は極困窮之百姓共義外入用に遣込」<sup>(12)</sup>む始末であつたため、「於江戸干鯛御仕入被仰付干鯛を以御貸付」するように変更される。この代銀の取立方は極めて嚴重に次のように規定される。「干鯛拝借人之分当年出来葉藍俵数費目人別に相記一ヶ村切に帳面相認組切に取揃来る七月切に可指出候(中略)右葉藍之儀干鯛代銀差上相済申迄私共(庄屋―三木註)へ御預被成(中略)葉藍売様之節私共立合干鯛代銀之員数並拝借仕候月日書付買人へ相渡可申候兼而御極置之切月十月迄に売れ不申分は私共了簡を以質物に置候被成共何分十月切に返上皆済

可仕候<sup>(13)</sup>

干鯛貸下を受けた藍作人から葉藍を買つた玉師は、「右藍代之内に而元利共引取早速買人方々藍方御役所へ可指出候尤買人方に而右干鯛代銀当時不手廻にして追而右葉藍玉成積出候節藍玉代銀之内に而引取せ可申候併葉藍相調候節々上納迄之日数応し右利足は買人方相弁候又利足義は壹ヶ月壹歩式厘宛被召上候<sup>(14)</sup>」というのだから、結局藩は、干鯛の売買差益を当然計上したとして、その上に藍作人から金利をとり、藍玉師へも融通し、そこから金利を得ていたわけで、こうなればこの藍肥貸下法は極めて商業的行為に近似してくる。そして明和六年、「小川八十左衛門申立候は先達而藍作人共為御救干鯛御貸付被仰付置候御徳用銀壹ケ年に百貫目程宛御座候右丑年<sup>(明和六年)</sup>の年々拾ヶ年間右御徳用銀千貫目程を下相對貸之家質利銀方引下げ為御救と御貸付被仰付候は、下融通仕家売買直段も引上げ町人共相爽<sup>(くらま)</sup>」上にも拾壹ヶ年目方利銀百三拾貫目程宛毎年御徳用銀出来仕候於然は市郷とも平等に御救行届可申」というように、市中の家を抵当にして貸付を行うことまで始める。ここにもあらわれているように、八十左衛門の方策は実に巧妙に藩の利益と商工業資本との共存をはかつていたのであつて、藩はかくて巨大な利貸資本と化し、しかもその信用造成功力は商工業資本にとつて依拠すべきものとなる。

八十左衛門の方策は、このような大筋の上に緊密に組立てられていて、藍の流通を、葉藍の段階から藍玉移出まで完全に掌握し、これに金融・課税の両面から収奪をはかろうというものである

が、すでに第一章において指摘したように、宝曆の藍一揆以後藍作人層の疲弊を見てとつた藩当局は、藍師にその経済的基盤を求め、その方向に方針している。それ故、八十左衛門の方策自体も彼が大藍師出身であるにもかかわらず、流通面にその利益源を求めていかざるをえない。だが、藍師に経済的基盤を求めるということは、半面では藍師を保護していくことをも意味している。すなわち、藩と藍師との共生関係が必然化されるのである。藩は八十左衛門の建議を採用して一俵当り三步五厘の歩懸りを決めたが、これは先述のように明和二年の畿内七ヶ国以外への積出実績分に対しては免除されていた。しかし、明和四年から「右元居り藍玉にも歩懸り被召上候<sup>(15)</sup>」ということになる。藩の当局者はこれに続けて、「新に歩懸り被召上候儀故迷惑と申者も可有御座候得とも御國中一統之事に御座候得は右歩懸り程元直段に相増し諸国紺屋共に売付申に付御国藍師共指而迷惑之儀とも相聞不申義に御座候事」と解説を加えている。この考え方は、捉えようによつては、阿波藩と藍師の根本的な政策の原型を示すものといえるものもあり、種々の藍政策はこれの論理的発展として成立してくるのである。すなわち、藩の課税なり利貸資本的収奪なりは、価格に上積みして他領へ転稼せしめるが、そのためには他領における価格決定権を握る必要がある、そのためには独占が必要である。独占を推進するためには、藩の統制が必須であり、そのためには整備された仲間組織が不可欠である。これら一連の政策体系が取られてこそ、藩の利益をも藍商の利益をも満足させることが可能とな

り、領主権力と商工業資本の共生の条件が整うこととなる。いわばこれは原始的蓄積のための政策体系なのであり、その意味で保護主義的重商主義の色彩を極めて濃厚に示しているといえよう。明和三年の改革に出發する一連の改革において、これらの外に宝曆十年に廃止された葉藍壹歩相の復活がある。これは前回葉藍賣買の折、売買両者から二歩づつ差出させるものであったが、今度は売人から二歩取り、うち一歩は売買仲介人である走り問屋へ口銭として渡し、一歩は役所へ徴収することとなつた。しかもこの徴収分は葉藍買人すなわち藍師が藍作人から代銀百目について一匁引取つておいて、藍玉を製造して積出す時に一俵について四分宛納入すればよいことになつた。<sup>(16)</sup>藍師はかくてその差額を収入となしうる上に、藍作人から徴収して藍玉積出までの間、その金を利用できるのである。このあたりにも僅少な金額ながら、藩当局の藍師に対する態度を推測させるものがある。また、これらのような精密な課税体系が疎漏なく維持されていくためには、厳格な流通の把握が必要であることはいうまでもない。享保・元文期の課税においてもかなり全面的な流通掌握が行なわれたことは前稿に述べたところだが、この明和期以降においてもそれと殆ど同じ方法がとられた。すなわち、抜荷並びに葉藍改役による取締、藍玉送証添付による抜荷の防止策の上に、明和三年十月、藍種制道人（抜荷監視役）、藍玉抜荷制道人、明和四年二月、藍玉寝床（藍玉製造施設）改役をそれぞれ新設し、これに与頭庄屋層の人物を任命したのがそれである。これらと共に、かつての玉師株

が明和四年に再興されたとする説があるが徴証はない<sup>(17)</sup>。しかし叙上のような流通の掌握が行われていることから考えて、玉師登録制度のようなものが存在していた可能性はあろう。明和二年の積出実績が免税の枠であるとすれば、その積出実績を有するものが株仲間的な特権を有すると考えることもできよう。

以上のような統制政策が実行された結果、明和三年七月より翌年六月までの藍方利益銀四二〇貫四〇〇目余、四年七月より翌年六月まで七六七貫五〇〇目余、五年七月より翌年六月まで七九七貫七〇〇目余、三ヶ年総計一九八五貫六〇〇目余をあげることができたという<sup>(18)</sup>。

## 2

明和三年七月の藍場設置は直ちに藩主の次のような書付をもつて幕府老中へ届出られた<sup>(19)</sup>。

〔前略〕不勝手成候他国えハ積出シ売候義指控（中略）尤諸国問屋仲買共国元え罷越致売買候義勿論何之指支無御座勝手次第之義ニ御座候、此段国産之取扱ニ御座候得ハ、不及御沙汰ニも義と奉存候得共、只今迄之振合々相替候義故、右之段御聞置可被下候」

この改革に対して当然大坂藍問屋・仲買は町奉行に出訴するに及び、阿波藩も亦表裏よりする政治工作をもつてこれに対抗したが、翌四年八月、老中松平武元の左のような返翰によつて裁定が下されたのである。

〔前略〕国許ニ売場相立候儀ハ、新規之事ニも候間、是迄之通

封建権力の商品統制（下）

可被相心得候」

この藍場設置届の却下を得て、藩当局は藍場役所の名を廃して藍方代官所と改め、藍玉を「年貢継」として代官所へ差出させるという方針を取り、あくまでも所期の改革を実質的に貫徹しようとする。幕府は年貢徴集であれば、専売でも黙認せざるを得なかつたし、その年貢藍玉を買いに大坂仲買が阿波へ下ることは当然であり、幕府としてもそれまで干渉することはできなかった。それ故阿波藩側ではこの「年貢継」という言葉を護符にして藍制改革を実行して行くのだが、これが全く口実であつたのか、或いは実際に藍玉が年貢として徴収されたものか、これを明らかにしうる証拠はない。「藍方御元立記録<sup>(20)</sup>」は、「去る明和三年右近將監様江御届濟候においては、国中之藍一向他国積差留売場相建候而、諸国買人悉国元へ引寄候得は国内大に相潤ひ候に付、其段手段仕可申所、其節御指図之趣に付而は、右様新規之儀は手懸懸<sup>(21)</sup>なから指止、年貢藍玉役所へ取立、諸国積出勝手次第に申付」と、藍方代官所は全く年貢藍玉取立ての役所であり、他の藍玉は全く自由売買であると述べ、その上、「年貢藍取立之儀、先年は右場所にて葉藍を以取集候得共、下迷惑之筋有之宝曆十年之頃より村々に而取立候所、愈以手広き儀故上下に不手廻し之筋有之、明和三年亦々以前之場所ニ而取立、此度は国民共手廻宜敷旨に応し藍玉に而取立申候」と藍を年貢として取立てた経緯を説明している。しかし、すでに前稿で見たように、享保十八年から宝曆十年にかけての藍方役所は、藍方一般の事務を取扱うのは当然乍ら、その主

(一〇七) 一〇七

要な任務として葉藍売買税の徴収があげられているものの、葉藍を年貢として取立てている証拠はどこにも見当たらない。藍作人の救済のために滞貨した葉藍を買上げたこともあるが、これが年貢であるとする理由は少しもない。また明和三年の小川八十左衛門の改革においても、藍場役所で年貢藍の徴収を受持つことなど全く謳われていない。結局これらのことから考えて、この「藍方御元立記録」という史料は、阿波藩より幕府へ弁明として提出された文書と推定されるのであつて、「年貢藍」というのは虚構であろうと考えられるのである。

この藍方代官所建替以後、阿波藩の藍玉政策がどのような軌跡をたどつたかについて、詳細に説明する史料は殆ど見当たらないが、天明八年十二月二十八日の文書は、その間の事情を推測せしめ、それに引続いて起る事件をかなり明確に物語るものといえよう。これは大坂町奉行所の者が阿波藩に内通し、町奉行より江戸幕閣への伺書を秘かに阿波藩へ流したものの写しであろう。標題は、「阿州之者へ懸り藍玉売場差止願出之儀ニ付奉伺候書附」とあり、差出書は小田切土佐守（東町奉行）・松平石見守（西町奉行）である。

「 藍玉仲買組合三十人之内十人

同中買商売買分ヶ組合三十二人之内十二人

藍絞職之者 二十七人

同無地染職組合 十七人

江戸組形付紺屋職 十一人

天満郷形付紺屋職 三十二人  
形付紺屋職 百二十人

右ハ当表並町統近在之者入交近々ニ願出候内、右中買組合十人中買商売買分組合十二人之者とも申立候ハ（中略）亥年閏九月売場相建候儀ハ新規之事ニ付差止ニ相成（中略）然所右売場其儘相建有之、阿州徳島籠屋町青山惣兵衛・同所免許町阿部儀右衛門・同所新町坂東理右衛門と申者、藍玉座之様ニ相成、国中より作出之分不残売場へ被寄、右三人之者共々売出、他国へハ容易ニ積出不申ニ付、無是非買調ニ下り、先ハ見銀ニ而買受候へとも、致ノ売候故年々直段高直ニ相成（中略）其上先年と違藍性合不互、目方も不足有之候ニ付、其儀相糺候得者へハ不売渡、（中略）藍玉取扱之渡世之者共一同難儀至極ニ而此上相統無覚東候間、何卒右惣兵衛・儀右衛門・理右衛門呼出吟味之上売場差止、往古々仕来之通当表へ差登之儀申付候様ニ仕度旨相願、（中略）無拋願之筋ニも相見候へとも、遠国之者へ相掛り候儀、其上自然阿波守承知ニ而差免置候売場之儀ニも御座候ハ、明和四亥年阿波守へ御沙汰之趣も御座候事ニ付、猶更私共於御役所難取扱儀ニ御座候へとも、明和四亥年之御下知書ニ御宣載御座候通、万一是迄下違差図ニ相成候筋も有之哉心掛、右体之儀も有之候ハ、申上候様被仰渡も御座候儀ニ付、（中略）取扱方之儀奉伺候以上

（天明八年）  
申十月

小田切土佐守

松平 石見守

この願書・伺書がどれほど真実をついていたか分らないが、明和四年の老中の申渡しに違反していることを示唆された阿波藩が、急遽この対策を練り始めたであろうことは推測に難くない。しかも翌天明九年正月、江戸において惣紺屋共より町奉行所に藍玉の高直を訴える次のような書付が提出された。

「(前略) 藍問屋共前々仲間と申儀も無御座候処、近年藍問屋仲間と申儀ヲ相立年々藍不作之由申立直段高直ニ仕候、阿州元方藍会所方右問屋共引受候直段何程ニ候哉不分明ニ御座候、(中略) 何卒御威光を以藍問屋ども被為召出、阿州藍元方直段何程仕候而、私共方へ売渡候御利潤口銭何程相懸リ候儀も御座候哉御吟味被為成下置、成丈下直ニ売渡候儀被為仰付被為下置候ハ、御当地紺屋とも一同御救方難有仕合奉存候以上

下桜町利左衛門店

願人 吉藏(他九名)

これは明らかに単なる価格引下げ請願ではない。仲間による価格吊上げ行為、元方値段ひいては阿波の「藍会所」へも彼らの追求は及びそうである。町奉行所よりの藍問屋の召喚が行われ、「如何之儀ニ而右様高直ニ相成候哉」と訊ねられた時の想定答書が残っている。それによると、町奉行が「阿州藍玉之義、国元於会所不残売買致候哉」と訊ねる時、彼らは、「阿州表藍会所と申ハ無御座候、藍御年貢御取立之役所ハ御座候、右御年貢藍玉買人百姓相対を以売買仕候」と答える。これは明和四年の藍代官所方式の公式的な説明であり、当然この時点における藩当局の対幕府政策

封建権力の商品統制(下)

と無関係ではない。次いで「藍役所と申儀ハ何ヶ年已前ニ相始候哉」という質問に対しては、「藍役所と申ハ享保年中有来候義と承伝候」と、これが「新規之事」ではないことを示唆し、「於阿州藍玉ニ三分五厘と申懸リ物有之候哉」に対しては、「私共仲間一統仕入之義ハ阿州表ニ身寄之者有之候而直仕入ニ仕候故右懸リ物之義ハ無御座候」と答える。これはいうまでもなく一種のはぐらかしであろう。なお、「身寄之者も無之右役所ニ而相調候者ハ三步五厘相懸候哉」との質問をも想定し、これにも「阿州ニ身寄無之者ハ右御役所ニ而相調申候、然共三步五厘と申歩懸リ買人方指出申義ハ無御座候、□□とも直仕入ニ而行足り不申節ハ右役所ニ而相調申候得共、右申上候通歩懸リと申義ハ無御座候」と答えることにしている。買人より歩懸りを出すことのないのは真実であるにしても、売人よりこれを出すことを巧みにかくしているのである。

これらのような、大坂及び江戸における藍玉販売体制の問題化が、藩をして何らかの対応をなさしめたのは当然である。まして専売体制でないものが専売体制と誤解さえされているのであるから、改革は焦眉の急であろう。この結果、寛政三年三月十三日、いわゆる「寛政の御建替」が行なわれ、藍方代官所の藍玉売買機能が大巾に削減されて、それらの殆どが民営の四軒の藍問屋へ表面的に移管されることとなる。この経緯については沖野舜二氏が初めて明らかにされたのであり、その真実の形態も氏によつてかなり明確になつてきたといえよう。それ以後も、享和三年の関東



売株設定、文化十一年の大坂積の蔵物扱幕許など、藩の藍玉統制政策の重要な発展はあるが、それらは総じて研究も行なわれ、その上、筆者が一貫して追求してきたつもり、阿波藩の国産物統制の一種特異な本質を逸脱するものではないので、すべて省略に従うこととする。

(附記) 本稿の執筆にあたって史料を貸与して下さった三木文庫後藤捷一氏、史料閲覧の便宜を計って下さった史料館の方々に心から感謝いたします。

註

- (1) 「御大典記念阿波藩民政資料」下巻一七五四頁。西覚円村兵三郎談話筆記。
- (2) 徳島県立図書館蔵、呉郷文庫所収「藩署記聞」坤より。
- (3) 西野嘉石衛門「阿波藍沿革史」三二頁。書かれた年代不明
- (4) 右書 四六頁。問屋指定の外に、荷主の大坂来航の統制を計っている。
- (5) 右書 五八頁。「藍玉売買御役所之儀に付御鍛連判書物帳写」所収。冒頭に「御上御為成且下専為成候而、一統相窺キ候品ハ、御取行可被仰付御趣ニ而、彼是御詮義被仰付候御趣奉承知仕候」と、これが藩当局よりの下問に答えたものであることを示している。
- (6) 「御大典記念阿波藩民政資料」下巻一七七〇頁所収 「藍師藍作人に御触写」。この文書の頭註に「宝曆四年カ」とあるが、明和三年である。
- (7) 「藩法集三」六三九頁。
- (8) 文部省史料館蔵 蜂須賀文書所収「来亥ノ年より御在国御在府惣御入目并諸上納銀々札夫々大綱積ヲ以指引書仕候覚」中の「大坂京都江戸御借銀并御国市郷御借銀」の項。
- (9) 右文書所収の無題の財政救済建議書。
- (10) 「御大典記念阿波藩民政資料」下巻一八六七頁。これは明和七年、新藩主の下問に答え、明和三年以降の藍方の事績を報告したものと推定される。
- (11) 拙稿「阿波藩札考(三)」八四頁。(史学三八卷二号所収)
- (12) (10)に同じ。
- (13) 右書 一八五三頁。
- (14) 右書 一八五四頁。
- (15) 右書 一八七〇頁。「藍方御取行大綱」
- (16) 右書同文書。西野「阿波藍沿革史」はこれを誤解し、「葉藍売買に四歩連上銀を徴収したのを改め、老歩相として藍玉一俵につき四歩宛を徴収することとなつた」(一〇四頁)として、四分(ぶん)を四%としている。大概「阿波藩における藩政改革」も「藍玉移出税として移出高の四歩を徴収」(一四三頁)と同様な誤解をしている。
- (17) 西野「阿波藍沿革史」七六頁。しかし、ここに部分的に引用されている史料は、「御大典記念阿波藩民政資料」にその全文が収められているが、それを検討すると、同文中に穢多藍売買についての取締文が含まれていて、それと同文の法令

が寛政七年に出されている（藩法集三、八九四頁）こと、

「他国積出問屋着御国紺屋売之外相對売買不相調事」とあるうちの問屋というのは、この場合は藍場の代りとして寛政三年に出来た市中間屋のことである（御大典記念阿波藩民政資料一八二四頁参照）ことなどから、「阿波藍浴革史」の引用した史料は寛政七年のものであると考える。しかもこの法令中の「積出通・玉師名面、外人え貸候儀不相調事」というのもつて玉師株再興とするのは即断にすぎよう。また、森泰博「阿波藩の流通統制・年表」（上智経済論集八一―）には「諸御触御状控帳」から同じく明和三年玉師株再興とされているが、該文書未見のため断定を避けたい。

(18) 「御大典記念阿波藩民政資料」一八七三頁「藍方御取行大綱」

(19) 史料館蔵 蜂須賀文書所収「明和三戌年藍売買之義ニ付御老中え御指出之御控并御成下之御控共」

(20) 「御大典記念阿波藩民政資料」一八二八頁。

(21) 史料館蔵 蜂須賀文書所収、無題文書。表書きに「十二月廿八日近江より勇左衛門へ内密指越同廿九日勇左衛門義猶城長門へ為見御近習へも為見候上内々指上候上写仕上置候様申付晦日三郎左衛門写出来勇左衛門ヲ以指上之 右一件近江右近長門近習共へ懸合之段勇左衛門返書共前々様有之通 本紙之義ハ晦日勇左衛門より近江へ相達候是又運様中ニ有之事」とある。

封建権力の商品統制（下）

(22) 史料館蔵 蜂須賀文書所収「乍以恐書付奉願上候」

(23) 同右 「藍店持共より申出候御答書写」右文書と一連のものである。

(24) 沖野舜二「阿波藍販売政策の変遷」（徳島大学学芸紀要十 三 所収）